

個人情報ファイル簿（令和7年12月10日現在）

No	個人情報ファイルの名称	行政機関等の名称	個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称			個人情報ファイルの利用目的	記録項目	記録範囲	記録情報の収集方法	要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	開示請求等を受理する組織の名称及び所在地		個人情報ファイルの種別	行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地		行政機関等匿名加工情報の概要	作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地		記録情報に条例要配慮個人情報が含まれるときの旨	備考			
			局	部	課(室)						名称	所在地			名称	所在地								
1	介護給付費支給申請に係る受付台帳	市長	南区役所	保健福祉部	福祉課	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく介護給付費等支給申請に係る申請者の情報、申請、決定等の履歴の入力・確認のために利用するもの。	1受給者番号、2氏名、3申請者、4生年月日、5年齢、6予約日、7申請日、8入力日、9調査日、10調査場所、11時間、12調査員、13計画相談の有無、14計画相談支援事業所、15申請区分、16児者区分、17障がい区分、18障害福祉サービス・地域相談支援、19審査会月、20審査番号、21見直し通知文書、22地域生活支援事業、23更新月、24要介護度、25介護併給、26計画相談依頼日、27メールアドレス、28依頼書発送日、29契約内容報告書、30依頼書申請書、31プラン（案）提出日、32プラン提出日、33意見書依頼先、34依頼日、35期限、36提出日、37区分決定日、38更新前区分、39新区分、40決裁日（決定）、41支給開始日（新規・変更）、42決定通知送付日、43送付先、44処理者、45計画相談契約変更日、46変更内容、47備考、48同一受給者No申請数	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく介護給付費等支給申請を行った者	・本人提出の申請書 ・本人、家族からの聞き取り	含む	—	熊本市総務局行政管理部法制課（情報公開窓口）	〒860-8601 熊本県中央区手取本町1番1号	なし	電算処理ファイル	なし	非該当	—	—	—	—	—	—	—
2	介護給付費支給決定に係る進捗状況管理簿	市長	南区役所	保健福祉部	福祉課	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく介護給付費等支給決定予定、8計画案提出依頼ファイルへ、9入力者（調査員）、10調査日、11調査担当者、12調査記録、13係長チェック、14審査会、15計画相談新規期日あり、16計画相談更新、17計画相談新規・更新期日あり、18更新月、19決裁、20備考を管理するために利用するもの。	1受付日（入力日）、2受給者番号、3対象者、4新規・更新・変更、5更新ケース更新時期、6審査会の有無、7審査会の予定、8計画案提出依頼ファイルへ、9入力者（調査員）、10調査日、11調査担当者、12調査記録、13係長チェック、14審査会、15計画相談新規期日あり、16計画相談更新、17計画相談新規・更新期日あり、18更新月、19決裁、20備考	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく介護給付費等支給申請を行った者	・本人提出の申請書	含まない	—	熊本市総務局行政管理部法制課（情報公開窓口）	〒860-8601 熊本県中央区手取本町1番1号	なし	電算処理ファイル	なし	非該当	—	—	—	—	—	—	
3	年間訪問計画表	市長	南区役所	保健福祉部	南区保護課	生活保護の実施のため	校区、ケース№、世帯主名、世帯類型、訪問頻度、収入申告書提出確認欄、計画欄、実績欄、結果欄、日付欄	現在、生活保護受給中の方すでに保護廃止となっている方（過去5年以内）	生活保護システム	含む	—	熊本市総務局行政管理部法制課（情報公開窓口）	〒860-8601 熊本県中央区手取本町1番1号	なし	電算処理ファイル	あり	該当	熊本市総務局行政管理部法制課（情報公開窓口）	〒860-8601 熊本県中央区手取本町1番1号	—	—	—	—	
4	保育所入所申込者受付リスト	市長	南区役所	保健福祉部	保健子ども課	保育所入所申込者の記録・確認のため	1 通し番号、2 受付日、3 受付場所、4 保育所番号、5 保育所名、6 児童名（カナ）、7 性別、8 生年月日、9 クラス年齢、10 入所希望開始日	保育所入所申請書が提出された者	本人の保護者が提出した保育施設等利用申込書	含まない	—	熊本市総務局行政管理部法制課（情報公開窓口）	〒860-8601 熊本県中央区手取本町1番1号	なし	電算処理ファイル	なし	非該当	—	—	—	—	—	—	